

令和8年 8月 18日

小田原保健福祉事務所長 様

開成町役場

都市整備課長 高橋 清



飲料水水質検査結果について（報告）

標記のことについて、次のとおり7月分水質検査結果を報告します。

1. 検査内容 浄水9項目 3箇所
2. 検査結果 別紙のとおり（各箇所とも水質基準に適合）

事務担当 上下水道班
TEL 0465-84-0321（直通）

No. D2026-05553

開成町長 様



横浜事業所 神奈川県横浜市磯子区西町14-11



採水年月日		2026 年 7 月 8 日 10:26	
採水地点 又は試料名		高台第1浄水場系 開成町延沢1549 消防第2分団詰所 浄水	
件名		令和8年度水質検査業務委託	
採水者		篠原	
検 査 項 目		検 査 結 果	基 準 値 *
1	一般細菌	0 CFU/mL	100 CFU/mL以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと
39	塩化物イオン	4.7 mg/L	200 mg/L以下
47	有機物〔全有機炭素(TOC)の量〕	0.3 mg/L 未満	3 mg/L以下
48	pH値(測定時水温)	7.6(26℃)	5.8以上8.6以下
49	味	異常でない	異常でないこと
50	臭気	異常でない	異常でないこと
51	色度	1 度 未満	5 度以下
52	濁度	0.1 度 未満	2 度以下
-	遊離残留塩素(採水時)	0.17 mg/L	—
	- 以下 余 白 -		
判 定	上記水質項目については水質基準に適合		
検 査 期 日	2026 年 7 月 8 日 ~ 2026 年 7 月 15 日		
検 査 機 関	ユーロフィン太平洋環境株式会社		
検 査 責 任 者	西尾 歩武		
備 考	* 飲料水水質基準[平成十五年厚生労働省令第百一号] ・ 遊離残留塩素は、採水者による現場測定 ・ 検査方法：平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号		

No. D2026-05554



採水年月日		2026 年 7 月 8 日 10:41	
採水地点 又は試料名		高台第2浄水場系 開成町牛島213-4 消防第3分団詰所 浄水	
件名		令和8年度水質検査業務委託	
採水者		篠原	
検 査 項 目		検 査 結 果	基 準 値 *
1	一般細菌	0 CFU/mL	100 CFU/mL以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと
39	塩化物イオン	5.3 mg/L	200 mg/L以下
47	有機物〔全有機炭素(TOC)の量〕	0.3 mg/L 未満	3 mg/L以下
48	pH値(測定時水温)	7.7(25℃)	5.8以上8.6以下
49	味	異常でない	異常でないこと
50	臭気	異常でない	異常でないこと
51	色度	1 度 未満	5 度以下
52	濁度	0.1 度 未満	2 度以下
-	遊離残留塩素(採水時)	0.19 mg/L	—
	- 以下 余 白 -		
判 定	上記水質項目については水質基準に適合		
検 査 期 日	2026 年 7 月 8 日 ~ 2026 年 7 月 15 日		
検 査 機 関	ユーロフィン太平洋環境株式会社		
検 査 責 任 者	西尾 歩武		
備 考	* 飲料水水質基準[平成十五年厚生労働省令第百一号] ・遊離残留塩素は、採水者による現場測定 ・検査方法：平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号		

No. D2026-05555

開成町長 様



横浜事業所 神奈川県横浜市磯子区西町14-11

(本社 福岡県福岡市博多区金の隈2丁目2番31号)
TEL:045-752-2421



採水年月日	2026 年 7 月 8 日 10:56		
採水地点 又は試料名	榎下浄水場系 開成町吉田島3455 酒匂川ふれあい館 浄水		
件名	令和8年度水質検査業務委託		
採水者	篠原		
検 査 項 目		検 査 結 果	基 準 値 *
1	一般細菌	0 CFU/mL	100 CFU/mL以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと
39	塩化物イオン	4.1 mg/L	200 mg/L以下
47	有機物〔全有機炭素(TOC)の量〕	0.3 mg/L 未満	3 mg/L以下
48	pH値(測定時水温)	7.7(25℃)	5.8以上8.6以下
49	味	異常でない	異常でないこと
50	臭気	異常でない	異常でないこと
51	色度	1 度 未満	5 度以下
52	濁度	0.1 度 未満	2 度以下
-	遊離残留塩素(採水時)	0.21 mg/L	—
	- 以下 余 白 -		
判 定	上記水質項目については水質基準に適合		
検 査 期 日	2026 年 7 月 8 日 ～ 2026 年 7 月 15 日		
検 査 機 関	ユーロフィン太平環境株式会社		
検 査 責 任 者	西尾 歩武		
備 考	* 飲料水水質基準[平成十五年厚生労働省令第百一号] ・ 遊離残留塩素は、採水者による現場測定 ・ 検査方法：平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号		